

Q22 就職活動はどのように行われるのですか。

法定雇用率も守られていない現実が示すとおり、就職活動は簡単ではありません。養護学校の教師や、入所施設の職員の個別の努力にかなり依存しているのが実態です。１９８３年ＩＬＯが採択した「職業リハビリテーション及び雇用（障害者）に関する条約」に基づき、１９８８年に身体障害者雇用促進法が「障害者の雇用の促進等に関する法律」に改められ、各種の就労支援策が創設され、知的障害者雇用企業に対して助成金が適用されるようになりましたが、この助成金がむしろ悪用されることもあることは前述のとおりです。また、１９９８年からは、同法で定める法定雇用率の算定基礎に知的障害者も加えられ、障害者の雇用の促進を図っていますが、法定雇用率は守られていないのが実情です。もっとも、同法には「職業リハビリテーションの推進」という章があり、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者職業能力開発施設、障害者雇用支援センターなど多くの機関が知的障害者の雇用支援を行うことが定められています。また、民間でも様々な雇用支援が試みられています。愛知県でも、愛知県障害者職業センターにおいて、公共職業安定所との連携の元に専門的・総合的な職業相談、職業評価及び就職前の職業指導、職業準備訓練、職域開発援助事業、職業講習、事業主に対する助言その他援助等が行われています。